

対策はお済みですか！？

平成31年10月1日から消費税が**10%**に引き上げられます

消費税増税・軽減税率対策セミナー

経理・会計担当者必見。参加者に小冊子をプレゼント！

平成31年10月1日から消費税が10%に引き上げられ、軽減税率制度が導入されます。

軽減税率制度とは、酒類・外食を除く飲食料品、定期購読に基づき週2回以上発行される新聞等は、税額を8%のまま据え置くという制度のことです。これにより10%と8%が混在する我が国初の複数税率制度がスタートすることになります。

軽減税率制度は、食品を扱う事業者だけでなく、全ての業種に影響します。

たとえば、会議で使用のお茶やお弁当、定期購読の新聞は軽減税率の対象となりますし、1年に一度の行事（クリスマス、バレンタイン、正月セール）における食料品等の販売や購入もこれにあたります。

制度導入後は、販売・仕入れ・経費支払いなどにおいて、税率ごとの管理が必要になります。これに伴って、請求書等の様式の変更、経理処理の変更、お客様への周知、レジの入れ替え、システムの変更などさまざまな対応が必要になるのです。

本セミナーでは、実務に直結する消費税増税への対応方法を分かりやすく解説します。増税を控えた今、バックオフィスの事務を軽減し、総合的な経営力の強化に注力することが何より求められています。是非、本セミナーを受講し、新しい制度へのスムーズな移行にお役立てください。

〈開催スケジュール〉 各回90分、全6回。

※ 各回の内容は同じです。ご都合の良い回にご参加ください。

① H30 5/29(火) 14:00～	④ H30 1/12(雑月) 8:00～
② H30 7/18(水) 18:00～	⑤ H31 1/24(木) 14:00～
③ H30 9/21(金) 14:00～	⑥ H31 3/26(火) 18:00～

講師 甲府税務署 担当官

場所 甲府商工会議所会議室 (甲府市相生-2-17)

定員 各回 50名(先着順) (※定員になり次第、締切)

講座内容

- ・消費税軽減税率制度とは？
- ・10%と8%の境目は？
- ・税率ごとの区分処理
- ・請求書の様式変更
- ・税額計算と確定申告
- ・複数税率対応のための補助金
- ・質疑応答 ほか

【申込方法】 下記、申込書に必要事項をご記入いただき、

FAX:055-233-2131にてお申込みください。

【お問い合わせ】 甲府商工会議所 岡 TEL:055-233-2241

どなたでも自由
にご参加いた
けます！

主催 甲府商工会議所

共催 甲府税務署

消費税増税・軽減税率対策セミナー

事業所名		参加日時 (○で囲む)	① 5/29 ④ 1/12	② 7/18 ⑤ 1/24	③ 9/21 ⑥ 3/26
ご住所	(〒 -)	T E L F A X			
参加者氏名		参加者氏名			